ID: 393
担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	タンクの水張検査等の手数料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市火災予防条例　第49条の2第2項
例規番号	昭和48年条例第28号

【根拠条文】

（タンクの水張検査等）

第49条の2　消防長又は消防署長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

2　前項の規定により検査を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1)　水張検査　1基につき　6,000円

(2)　水圧検査

ア　容量600リットル以下のもの　1基につき　6,000円

イ　容量600リットルを超えるもの　1基につき　11,000円

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日